# 教員免許更新制における「平成３０年問題」について

教員免許管理システム運営管理協議会

教員免許更新制において、現職の公立学校教員が教員免許状を失効させた場合、その教員は失職します。
教員免許更新は、教員個人の責任で行うものですが、現実に免許状の失効が生じると、教育委員会として様々な対応が必要になるだけでなく、学校現場が混乱して、児童・生徒にも悪影響が生じる恐れがあります。

**教員免許状の失効**
**教員本人は失職**

→

**教育委員会（学校）の対応**

- 失効中の授業を無効とするか判断
- 保護者への説明
- 報道発表（謝罪と再発防止説明）
- 後任の教員の配置

→

指導していた教員が突然交代、授業無効だと補習を受けることになる。

↓

うっかり教員免許状を失効させる教員は、現在でも毎年出ていますが、今後、「新免許状所持者」の更新が本格的に始まると失効者が多数生じる可能性があります。
（この問題を便宜上、「平成３０年問題」と呼称します。）

※　教員免許更新制は、更新講習の定員不足で受講できない者が生じないよう、下図のように対象者を整理しています。平成３０年問題は制度の構造上、やむを得ず生じる問題です。

免許状所持者は「旧免許状所持者」と「新免許状所持者」のいずれかに分類されます。

● 旧免許状所持者
平成２１年３月３１日以前に最初の免許状を取得した者。生年月日により１０のグループに分かれて１回目の更新講習を受講する。

← 「旧免許状所持者」は、生年月日で更新時期が推測できるため、まわりが気付いて注意を与えることができる。

● 新免許状所持者
平成２１年４月１日以後に最初の免許状を取得した者。有効期間は、所要資格の取得から１０年後で、有効期限は免許状に記載される。

平成21年度に所要資格を得た者の場合、平成30年2月から更新講習受講可能となる。
**→　平成３０年２月から、新免許状所持者の更新が本格的に始まる。**

← 「新免許状所持者」の更新時期は、本人以外わからない。
免許状を紛失すると、本人でもわからなくなる。

← 更新時期をうっかり失念し、免許状を失効させる者が大幅に増加する恐れがある。

都道府県の教員免許担当課と文部科学省が参加する教員免許管理システム運営管理協議会では、平成３０年問題に対して、**資料２のとおり対策を検討**しています。